

めざす生徒像

「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる生徒」生徒

生徒規則・注意事項

学校生活の充実や向上のためにつぎの注意点を守りましょう。

【1】 服装について

- ・制服はブレザー（ネーム刺繍入り）、スラックス、スカート、白のポロシャツ（無地もしくはワンポイント）、体調・体温調節などに応じてVネックのセーター、カーディガン（色は黒系、白系、紺系、茶系、グレー系の無地もしくはワンポイント）を着用可とし、期間は定めない。
- ・体育など服装指定がある場合を除き、学校生活では制服を着用する。
- ・登下校時については部活動の関係において学校指定のジャージ・体操服の着用を可とする。
- ・ジャージは学校指定のものを着用する。
- ・制服やジャージの上に着用する防寒着は、登下校時、学校指定のウインドブレーカーのみ着用可とし、期間は定めない。（登校し、教室に入ったら脱ぐ。）
- ・アンダーシャツ、アンダーパンツを着用する際には、体操服、ポロシャツの下に着用し、袖口や襟から見えないように着用する。
- ・タイツ等の色は、黒かベージュとする。
- ・放課後や休日に学校へ来るときも、必ず制服もしくはジャージを着用する。
- ・給食当番は必ずエプロン・バンダナ・マスク・三角巾を着用する。
- ・下靴については運動靴とし、上履きは白色を基調としたかかとのある靴とする。
- ・体育館シューズは、白色とし、ひも靴とします。
- ・部活動で認められてるシャツはクラブ活動の時のみ着用可とする。
- ・再登校する場合は、私服ではなく、制服またはジャージで登校すること。

【2】 その他

- ・持ち物には名前を書くこと。
- ・頭髮については、パーマ・染色・脱色・整髪料・エクステンションなど人工的に手を加えたものは禁止とする。
- ・化粧・マニキュア・香水などは禁止とする。
- ・ピアス、指輪等のアクセサリーは禁止とする。
- ・制汗剤を使用する場合は、マナーを守って使用すること。
- ・学校に関係のないもの（携帯電話・遊び道具・漫画・お菓子・アクセサリー等）は持ってこないこと。特に、カッターやナイフ等の危険な物は持ってこないこと。
- ・膝掛けを使用する場合は、教室または特別教室のみで使用する。肩にはおることや、腰に巻いた状態で移動をしないこと。また、テスト時には使用できない。

- ・携帯電話・スマートフォンは、安全確保の観点から、島本町が定める「携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」に則り、登下校中の災害・防犯時の使用に限る。持ち込みは、学校の許可を得た場合のみ可能とする。希望者は、別途必要書類の提出後、本人・保護者・学校との面談が必要である。必要がある者は、随時担任まで申し出ること。携帯電話・スマートフォンの破損・盗難・ルール違反・トラブル等については、保護者が責任を負う。
- ・登校後は無断で校外に出ることのないようにする。
- ・欠席や遅刻の時はあらかじめ届け出る。
- ・校舎や校具を大切にし、ガラス・学校備品等を過失により破損した場合は、原則として原状復帰すること。

【3】 登下校・自転車通学について

- ・登下校時は寄り道をせず、交通安全等十分に注意をはらう。
- ・常に時間的な余裕をもって登校する。
- ・自転車通学については許可の範囲が決まっているが、交通安全の面からなるべく歩くようにする。
- ・自転車通学をするときは、必ず自転車保険に加入し、交通ルール・マナーを遵守する。
- ・自転車通学者は、安全面重視のためヘルメットを着用する。（ヘルメットは自転車用（あごひも付）を使用すること）
- ・自転車通学許可区域
 - 東方面…サントリー前踏切より東の地域
 - 西方面…役場前都市計画道路より西の地域
 - 南方面…JR線路より南の地域
 - 北方面…尺代
- ・自転車通学が許可された者は、学校指定のステッカーを自転車につける。また、許可された者以外は、休日や放課後でも徒歩で登下校する。
- ・自転車の2人乗りや片手ハンドル、雨の日の傘などは禁止とし、カッパ等を使用する。

【4】 放課後の活動・下校時間について

- ・下校時間を守り、生徒会活動（委員会活動）・学級活動・クラブ活動・行事の取り組み以外の人は、終礼・掃除後にすみやかに下校すること。
- ・活動時刻は下記の下校時刻までの時間帯で行うことができる。

＜ 部活動・行事・委員会活動の最終下校時刻 ＞

期 間	最終活動時刻 (完全下校時刻)
下 記 以 外 の 期 間	17時00分 (完全下校：17時10分)
11月16日～1月31日	17時00分 (完全下校：17時10分)
長 期 休 業 中 (夏季・冬季・春季)	16時50分 (完全下校：17時00分)

【5】校時表(50分・45分授業)

学校登校 8:30

予 鈴	8:25	
朝の読書	8:30 ~ 8:38	短縮(45分授業)
学活	8:38 ~ 8:40	
1 限	8:50 ~ 9:40	8:50 ~ 9:35
2 限	9:50 ~ 10:40	9:45 ~ 10:30
3 限	10:50 ~ 11:40	10:40 ~ 11:25
4 限	11:50 ~ 12:40	11:35 ~ 12:20
昼 休	12:40 ~ 13:25	12:20 ~ 13:05
予 鈴	13:25	13:05
5 限	13:30 ~ 14:20	13:10 ~ 13:55
6 限	14:30 ~ 15:20	14:05 ~ 14:50
終礼	15:20 ~ 15:30	14:50 ~ 15:00
清掃	15:30 ~	15:00 ~

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は島本町立第二中学校生徒全員によって組織し、島本町立第二中学校生徒会と称する。

第2条 本会の目的は、生徒の自主、協同生活の充実を図ることにある。

第2章 本部役員会

第3条 構成

本部役員会は、原則として会長・副会長・書記・各学年代表でもって構成される。(ただし、必要に応じて各委員長を招集することができる。)

第4条 役員

生徒会会員全員の無記名投票により、次の役員を選出する。

会 長 1名 1年学年代表 1名副会長 1名 2年学年代表 1名書 記 2名 3年学年代表 1名

第5条 任期

前期・後期の各生徒会役員選挙後開始。第6条 運営

- 1 本部役員会は会長が必要と認めた時開かれる。
- 2 本部役員会は、生徒議会の議決した事、及び生徒会運営の全般的な事を執行する。
- 3 本部役員会は、会則の範囲内において執行のための規則を作ることができる。

第3章 総 会

第7条 総会は本会の最高議決機関であり、本会に関する重要事項を決議し、生徒の 総意を表明する。

第8条 定期総会は年2回開き、臨時総会は必要に応じて開く。

第9条 会長は会員の3分の2以上、または本部役員会の要求があれば1週間以内に総会を開かなければならない。

第10条 総会は会員の3分の2以上の出席により成立する。

第4章 委 員 会

第11条 各委員長は各委員会で選出し、承認も各委員会で行う。

第12条 委員会は委員長、副委員長と学級代表の委員とで行われ委員の3分の2以上の出席により成立する。

第13条 各委員は各クラスから2名選ばれる。

第14条 学級委員は、学級の長であると同時に学年全体をまとめることに努める。生活環境委員は、学校生活の規律や校内美化の向上に努める。

保健給食委員は、給食に対する食育意 識を高め、保健・衛生意識の向上に努める。

文化委員は、文化的行事を通じ、校内文化の向上及び、放送活動の充実に努める。

第15条

- 1 各委員会は会則の範囲内で、本部役員会の承認を得て、独自の細則を作る事ができる。
- 2 各委員会は、生徒会本部と連携してその仕事を行う。

第5章 付 則

第16条 会則の変更は会員の過半数の賛成によって決定する。

生徒会本部役員選挙規則

第1章 選挙権及び被選挙権

第1条 生徒会会員は本部役員の選挙及び被選挙権を有する。

第2章 選挙受付方法

第2条 選挙の期日は、選挙管理係が決定の上、原則として、選挙の期日2週間前までに公示しなければならない。

第3条 立候補者は受付期間中に選挙管理係に届けなければならない。

第4条 次期生徒会本部役員の選挙は原則として、その任期が始まる前に行わなければならない。

第5条 役員立候補者のない場合、選挙管理係会が立候補受付期間を延長することができる。

第3章 選挙運動

第6条 選挙運動は、受付しめ切りから選挙の当日まで行うことができる。

第7条 ポスターなどは、選挙管理係会で指定した場所に貼る。ただし、用紙は選挙管理係会が用意したものを使う。また、自分の抱負を原稿用紙に書く。その他、選挙運動に関しては選挙管理係会の指示に従わなければならない。

第8条 選挙管理係会は立会演説会を1回開かなければならない。

第4章 投票及び開票

第9条 選挙は無記名投票により行う。定員以上記入した場合は無効とする。

第10条 開票は選挙管理係会によって投票後直ちに行う。

第5章 当選者

第11条 有効投票数の最多数を得た者を当選者とする。ただし、立候補者が定員の場合、信任投票数が、過半数あれば当選とする。

第12条 当選者が決定した時は、選挙管理係が直ちに公示しなければならない。

部活動

運動系：野球部 陸上部、バドミントン部、バスケットボール部、テニス部、

サッカー部、水泳部、卓球部、バレー部

文化部：ハンディ技術部、吹奏楽部

島本町立第二中学校校歌

井上正明 作詞

藤田健一 作曲

Moderato



1. は て し な く い ぶ く だ い ち に い だ か れ て ま
2. や ま す そ に か お る な が れ の み な せ が わ せ
3. か ぎ り な き か ん き う ず ま く そ ら の は て う

な び や に こ だ ま す し ら べ み
せ ら ぎ に や さ し き し ら べ つ
た ご え に い の ち の し ら べ あ

な ぎ る ち か ら も え あ が る ゆ た
き せ ぬ ち か ら わ き あ が る た ゆ
ふ れ る ち か ら た ち あ が る は ぐ

か な こ こ ろ き ぼ う に も え て は ば た
ま ぬ こ こ ろ と お し を ひ め て は ば た
く む き ず な み ら い を こ め て は ば た

け は ば た け わ れ ら の が く え ん
け は ば た け わ れ ら の が く え ん
け は ば た け わ れ ら の が く え ん

—

果てしなく 息吹く大地に いだかれて
まなびやに こだます調べみなぎる力 萌えあがる ゆたかな心
希望に燃えてはばたけ はばたけ われらの学園

二

山すそに 薫る流れの 水無瀬川
せせらぎに やさしき調べつきせぬ力 湧きあがるた ゆまぬ心
闘志を秘めてはばたけ はばたけ われらの学園

三

限りなき 歓喜うずまく 空のはて歌声に
生命の調べ 溢れる力起ちあがる はぐくむきずな
未来をこめてはばたけ はばたけ われらの学園